

2018年6月20日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

代表取締役社長 樋口 智裕

問合せ先：経営管理部（03-4500-2899）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、人々にとって感動し、末永く心に刻まれるようなサービスの創出を目指すとともに、高品質なゲームアプリの開発・提供を通じて、健全な市場の発展とステークホルダーに対してより大きな価値を提供し続けることをミッションとしております。

そして、こうした事業活動を通じて長期的かつ継続的に株主価値を高めていくためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
樋口 智裕	1,669,000	44.73
田中 大介	400,000	10.72
株式会社サイバーエージェント	350,000	9.38
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合	339,000	9.09
株式会社 Cygames	200,000	5.36
MSIVC2012V 投資事業有限責任組合	193,000	5.17
JPE 第1号株式会社	160,000	4.29

りそなキャピタル3号投資事業組合	120,000	3.22
HPE ジャパンインキュベーション投資事業有限責任組合	100,000	2.68
太田 薫正	80,000	2.14

支配株主名	なし
-------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
泉 健太	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
泉 健太	○	当社の社外取締役に就任する以前（平成28年12月～平成29年	泉健太氏は、証券会社において培った証券・金融に関

		7月)において、当社との間にコンサルティング業務契約を締結しておりましたが、現在は解消しており、取引総額についても300万円未満であり金額的重要性はないと判断しております。	<p>する豊富な知識及び上場会社の経営経験を有しており、当社の経営に対する様々な助言や業務執行に対する提言・助言を求められることができると判断し、社外取締役を選任しております。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。</p>
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、内部監査室及び会計監査人の三者間で定期的に会合し、意見交換・情報共有を行っております。</p> <p>また、監査役と内部監査室は、内部監査の計画、実施状況及び結果等について随時情報共有を行っております。</p>
--

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
熊倉 安希子	公認会計士													
深町 周輔	弁護士													
木戸 隆之	社会保険労務士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊倉 安希子	○	—	熊倉安希子氏は、公認会計士として、豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しました。
深町 周輔	○	—	深町周輔氏は、弁護士として、豊富な経験と幅広い見

			<p>識等を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しました。</p>
木戸 隆之	○	—	<p>木戸隆之氏は、社会保険労務士として、豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しました。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員を資格を満たす社外取締役1名ならびに社外監査役3名を独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	取締役、従業員
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績向上への士気高揚並びに優秀な人材を確保するため、一部の取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬はそれぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で定められた報酬限度内で、取締役会において各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員をサポートする専属部署はありませんが、経営管理部が業務をサポートしております。取締役会の議題については、経営管理部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、付議事項について予め経営管理部長より事前説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>取締役会</p> <p>当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役1名)で構成され、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。</p>
<p>監査役会</p> <p>当社は、監査役会の制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査計画に基づき取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、原則として毎月1回の定例の監査役会を開催し、監査役相互の情報共有を図っております。</p> <p>また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。</p>
<p>経営会議</p>

経営会議は、経営メンバーの協議・決定機関として、常勤取締役及び常勤監査役により構成されており、原則として、毎週2回開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、経営上の重要事項及び予算の進捗状況について、協議・決定等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において機動的な意思決定を行う一方、社外監査役によって構成されている監査役会及び社外取締役による客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となるため、当該体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間の十分な確保等のため、決算業務の早期化及び会計監査人との連携により、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでいく予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算のため、定時株主総会は12月に開催しております。株主総会は、できるだけ多数の株主にご出席いただけるよう、一般的な年末の行事との重複を避けるとともに、十分なスペースのある貸会議室等を確保する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	決算説明会の定期的開催を検討しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等の掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部内にIR担当者を設置する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	ディスクロージャーポリシー等の掲載を予定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切な提供を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念を制定し、役職員はこれをコンプライアンスの視点をもって遵守する。
 - (2) 取締役会は、経営判断に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
 - (3) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
 - (4) 内部通報規程に基づき、通報窓口を設置する。
 - (5) 取締役及び使用人の法令違反については、原因追究及び再発防止に努めるとともに、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
 - (6) コンプライアンス規程を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する。
 - (7) コンプライアンス委員会を設置し、関係法令を遵守する体制強化を図る。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存・管理を行う。
 - (2) 情報セキュリティ基本規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
 - (3) 特定個人情報取扱規程を定め、マイナンバーの保護・管理を行う。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (3) 危機発生時には、担当部門の部門長は、委員長及び事務局に直ちに報告し、事務局は委員長の指示を受けて、リスク管理委員会を開催するものとする。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、情報共有を密に行うことにより、効率的に職務を執行する。
 - (2) 取締役会規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、業務の執行に係る職位を兼務しないことにより独立性を確保し、その任命や解任、考課及び人事異動は、監査役会の同意を得たうえで決定するものとする。

- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実を発見した場合には、速やかに内部通報窓口（常勤監査役及び社外弁護士）に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の助力を得ることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

- a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、「企業倫理規程」において、公正で健全な企業活動のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言している。
- b 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (1) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止している。

 - (2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。

 - (3) 反社会的勢力排除の対応方法
 - ① 新規取引先・株主・役職員について

原則として、「反社会的勢力対応マニュアル」にしたがい、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査している。

取引の開始時には、各種契約書等には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしている。 - ② 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施している。

③既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっている。

(4)外部の専門機関との連携状況

当社は、定期的な警察署への訪問、「公益社団法人暴力団追放運動推進都民センター」へ加盟、外部セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築している。

(5)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化している。

(6)研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っている。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

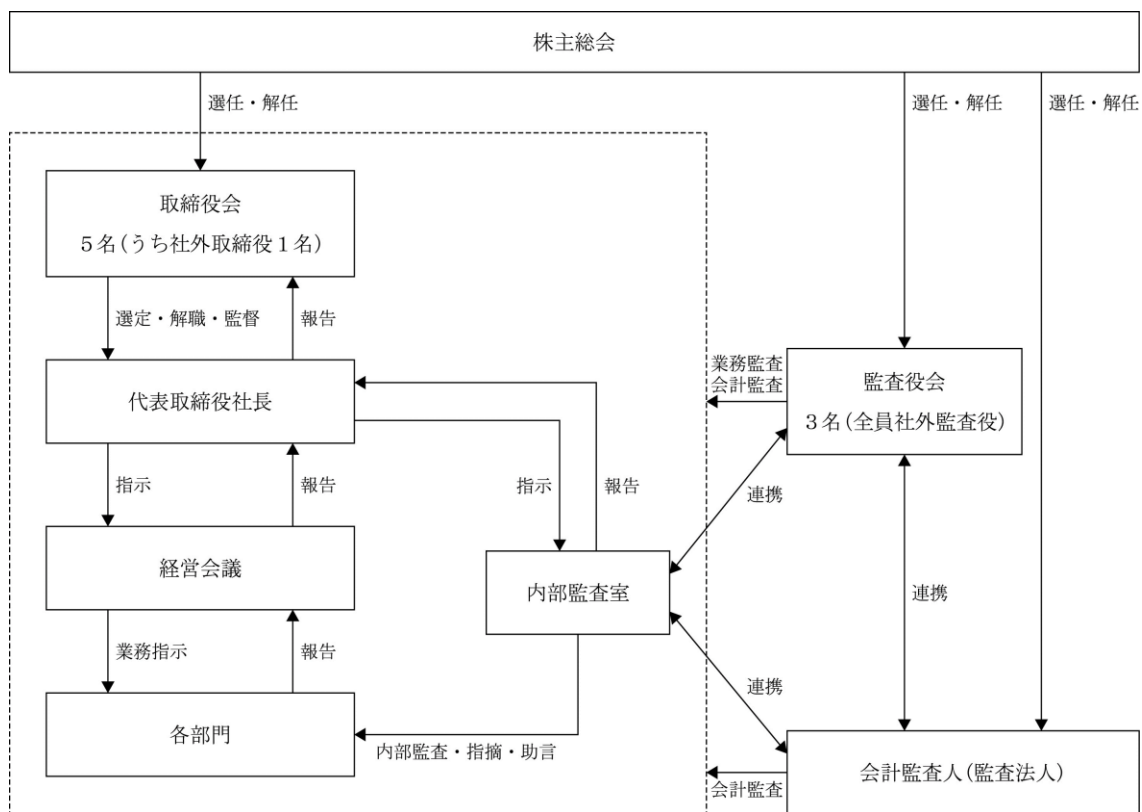
該当項目に関する補足説明

-

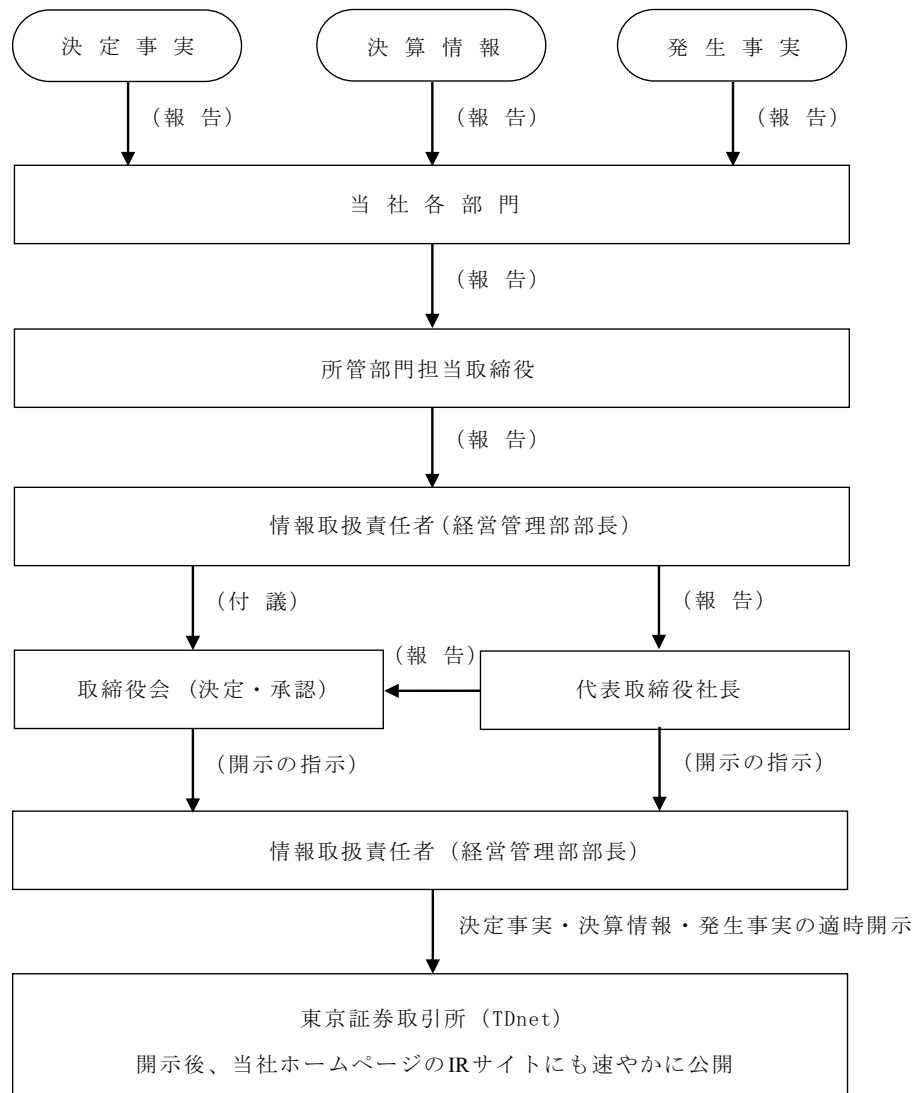
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上